

平成9年第3回沼田町議会定例会会議録

(2日目)

平成9年9月19日(金) 午前10時04分開会

1 出席議員

議長	4番 吉尾政春 議員	1番 谷口清治 議員
	2番 橋場 守 議員	3番 大沼恒雄 議員
	5番 吉田俊一 議員	6番 吉田好宏 議員
	7番 森井章夫 議員	8番 横山峯生 議員
	9番 野 道夫 議員	10番 久保 寛 議員
	11番 山木一男 議員	12番 杉本邦雄 議員
	13番 室田俊朗 議員	14番 中村 進 議員
	15番 山田英次 議員	16番 伊藤 初 議員

2 欠席議員

な し

3 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 篠田久雄 君

4 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	西田篤正 君	収入役	篠田繁彦 君
総務課長	市橋忠晴 君	財政課長	平木昭良 君
産業課長	矢野 潔 君	水道課長	清水勝之 君
民生課長	半田昭雄 君	振興室長	中村幸雄 君
建設課長	藤間 武 君	和風園園長	三上洋一 君
旭寿園園長	松田 剛 君	在宅介護センター長	佐藤幸一 君
		デパートセンター長	

5 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教 育 長 久本博美 君 次 長 野原耕次 君

6 農業委員会々長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石 脇 敏 彦 君 書 記 富士原 智 君

(開 議 宣 言)

○議長（吉尾政春議長） おはようございます。只今、定足数に達しておりますので、これより2日目の会議を開きます。

○議長（吉尾政春議長） 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により5番吉田俊一議員、14番中村議員を指名致します。

○議長（吉尾政春議長） 日程第2、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成9年9月18日提出、沼田町長。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、沼田町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。

平成9年8月26日、沼田町長。

次の頁でございます。沼田町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。沼田町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年沼田町条例第22号）の一部を次のように改正する。

定義でございますけれども、第2条第4項第5号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

この条例は公布の日から施行する。という事でございますけれども、もう大分前になりますけどもタバコ産業、それから日本国有鉄道の民営化に伴いまして組合が複数だったのが国家公務員という単数の組合になったということで、今回の国民健康保険の改正に、保険法の改正に併せまして名称の変更をさせて頂いたという事でございます。以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第5号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

（10時07分 伊藤議員入室）

○議長（吉尾政春議長） 日程第3、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 承認第6号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成9年9月18日提出、沼田町長。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、沼田町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。

平成9年8月26日、沼田町長。

沼田町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。沼田町老人医療費の助成に関する条例（昭和58年沼田町条例第1号）の一部を次のように改正する。

提案の理由でございますけれども、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う老人保健法第28条の改正により、北海道の老人医療費、医療給付特別対策事業に関わる現行条例の一部が改正されるのでこれに準拠し、規定している沼田町老人医療費の助成に関する条例の条文を整備をし、改正するものでございます。用語の定義につきましては、先程説明したものと同じでございますので省略させていただきます。

第7条でございますけれども、全文改正してございます。皆様のお手元に参考資料ということで配付してございますけれども、一部負担金の内容が変わってございます。条文については朗読を省略させていただきますけれども、次の内容の、改正の内容でございますけれども、負担金の関係が変わってございます。健保の被保険者本人の一部負担金の引上げということで1割から2割、それから老人医療の一部負担金の改定ということで外来につきましては1ヶ月1020円から1日500円、月4回を限度ということ

で改正になってございます。入院につきましては1日 710円から1日1000円、これは平成9年度でございまして10年度につきましては1日1100円、11年度につきましては1日1200円、そういう入院の改正でございまして、低所得者に係る分については市町村民税、非課税の主体に属する老年福祉年金を受給している者につきましては1日 300円、2ヶ月限度でございまして1日 500円に変わってございます。それから外来の薬剤の関係でございまして、内服薬、投薬ということでございまして、1処方料を算定することにつき1日分につき1種類が0円、2種類から3種類につきましては30円、それから4種類から5種類につきましては60円、6種類以上につきましては100円という改正の内容でございまして、それから頓服薬、投薬ごとに1種類につき10円、外用薬、投薬ごとに1種類50円、それから2種類 100円、3種類以上 150円、それから薬剤一部負担の免除対象者ということで6才未満の小児、それから老人医療対象者の内低所得者、高齢福祉年金受給者という事でございまして、それから政管健保の保険両立の改正でございまして、1000分の82が1000分の85ということの内容の改正でございまして、

それから第2項でございまして、減免の規定が町条例になかったということで今回の改正に併せて減免が出来る項目を新しく追加をさせていただきました。

それから助成の方法でございまして、第9条第1項中「第7条」を「第6条」と改める。という事でございまして、この条文で助成の方法の「条」が間違っていたものですから、これも併せて修正させて頂いて、改正をさせて頂いたところでございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行する。ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第6号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第4、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 承認第7号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成9年9月18日提出、沼田町長。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。

平成9年8月26日、沼田町長。

沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。沼田町国民健康保険条例（昭和35年沼田町条例第13号）の一部を次のように改正する。

出産育児一時金の第6条第2項中でございますけれども、先程説明申し上げましたとおり組合の名称が変更になったということでございます。

この条例は公布の日から施行する。ということで、宜しくお願い申し上げます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第7号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第5、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） はい。承認第8号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成9年9月18日提出、沼田町長名でございます。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。

平成9年8月26日、沼田町長名でございます。

次頁をお開き願いたいと思います。特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項という、これは寒冷地手当の支給日でございますけれども、6月定例会におきまして一般職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正を致しましたところでございますけれども、これに関連致しまして特別職の常勤職員の寒冷地手当の支給日を職員と同様に8月31日を9月30日に改

めたというものでございます。宜しくご審議のほどお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第8号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第6、議案第51号、沼田町過疎地域活性化計画の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。振興室長。

○振興室長（中村幸雄室長） 議案第51号、沼田町過疎地域活性化計画の変更について。沼田町過疎地域活性化計画を下記のとおり変更するものとする。

記。沼田町過疎地域活性化計画の本文及び事業計画を次のとおり変更し、改める。

まず本文でございますが、4の生活環境の整備（2）その対策の欄に飲料水供給施設の整備という項目を追加するものです。また事業計画の表のなかの3、生活環境の整備、その中の（1）水道施設その他の欄に事業内容としまして、飲料水供給施設、これ75mm管でございまして距離こしたら3300mを追加するものでございます。

事業主体は町でございます。

これにつきましては、本年度から事業展開しております山村振興等の農林業特別対策事業のなかで、平成2の中島地区11戸に対する飲料水の供給施設整備の事業でございます。この山村振興事業につきま

しては、今年度から12年までの4年間で約 200,000千円のお金のなかで事業展開されるものでございます。

平成9年9月18日提出、沼田町長。

以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第51号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第7、議案第52号、沼田町安全で住みよい町づくりに関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） 議案第52号、沼田町安全で住みよい町づくりに関する条例について。沼田町安全で住みよい町づくりに関する条例を別紙のとおり提出する。

平成9年9月18日提出、沼田町長名でございます。

沼田町安全で住みよい町づくりに関する条例。条文の朗読は省略させて頂きまして、趣旨等につきましてご説明を申し上げたいと思います。条例の趣旨でございますけれども制定の趣旨、これは町長の行政報告にもありましたように、犯罪や事故のない安全で明るい町づくりは地域住民の共通の願いであります。しかし、近年における急激な社会情勢の変化に伴いまして生活様式の変化、或いは価値観の多様化、それから地域住民相互の連帯意識の希薄化とともに社会的、伝統的に有していた自主防犯機能が低下し、犯罪や事故が多発する傾向にあるということでございます。とりわけ各種防犯対策につきましても限られた機関、団体のみで自主防犯活動には限界があるということで、社会の情勢の変化に、多様化に対しまして自治体主導によります地域一体となった防犯の対策が強く望まれているということで、その背景を踏まえまして地域住民の安全意識の高揚、背景に関係機関、団体等の積極的な連携と支援のもとに実行のある施策を強力に推進するということで、今回の条例の提出になったものでございます。

第1条につきましてはそのような趣旨でございまして、第2条につきましては町民の定義ということ

でございます。町民につきましては沼田町に住所を有するものという他に町内に滞在する方、或いは土地を持っている方、それから建物を持っている者、或いは管理をする者ということで、そういうものを町民ということで定義を致しておりまして、第4条の町民の責務と協力義務を併せたものであります。

次に第3条につきましては町長の責務ということでございまして、第1項の第1号から第6号までそれぞれ列記してございます。第2項につきましては、その他町内の区域を直轄する警察署、或いは関係機関、団体と密接な連携を図るというものでございます。

第4条の町民の責務という事でございますけれども、住民の自主的な安全活動の推進、それから町民の協力義務規定でありますけれども、これは罰則規定のない宣言的な規定でございます。

第5条でございますけれども、これは町づくり推進協議会の設置ということで、協議会を15名以内で設置をするということでございます。

第6条、協議会の委員は15名以内という事で、これは町長が委嘱するということでございます。

第7条につきましては、会長及び副会長のそれぞれ責務を書いてございます。

8条につきましては、任期を2年とするということでございます。

第9条は会議につきましては会長が招集し、会議の議長になるということでございます。

第10条、庶務とございますけれども協議会の事務局的なものは、沼田町の総務課に置いて処理するという事でございます。

第11条はこの条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めることが出来ると、この条例は公布の日から施行する。ということでございます。

以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第52号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第8、議案第53号、沼田町簡易給水条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（清水勝之課長） 議案第53号、沼田町簡易給水条例について。沼田町簡易給水条例を別紙のとおり提出する。

平成9年9月18日提出、沼田町長。

今回の本条例の提出理由でございますが、先程過疎地域の関係でご説明ありましたが、山村振興の農林特待事業で中島地区に簡易給水施設を予定しているところでございますけれども、本来水道事業条例というのがございますけれども、この事業につきましては町が主体となります関係上、公営企業の水道事業でないところから町としての単独給水条例が必要となり、今回提出するものでございます。

条例の概要につきましては、基本的には公営企業、沼田町水道事業条例と同じ内容でございますけれども、今回平成8年の6月に水道法の改正がございました。これは直接水道法の改正ということでございますので、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法令の一部を改正する法律という中に水道法の改正が盛り込まれておりまして、所謂規制緩和に関する改正でございます。その改正に伴いまして、今回新しい給水条例の準則が示されたところでございまして、その給水条例をもとに今回の単独条例を調整し、作成したところでございます。その関係で、沼田町水道事業条例との間で若干の相違点が出ております。それ等について条文を追ってご説明を申し上げます。

条例の目的でございますけれども、この条例は沼田町簡易給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正をきするために必要な事項を定めることを目的とする。ということでございます。これ等については全く水道条例と同じでございます。

次の給水区域でございますけれども、これは単独条例ということでこの条例の摘要する給水区域の規定でございます。給水区域につきましては、沼田町字共成の一部、旧中島地区というふうにご理解を賜りたいと思います。2の1日最大給水量につきましては、11戸41名を対象と致しまして1日11㎥ということでございます。

以下、給水条例の比較の中で変わった部分だけ申し上げます。次の頁の第7条でございます。新たに水道法の規定でもって給水管及び給水用具の指定ということの条文が追加されてございます。これは配水管の取り口からメーターまでの間の給水管につきましては、災害等による給水装置の損傷並びに早期復旧という観点から、その構造及び材料を指定することが出来るというふうに規定を定めてございます。なお、その場合2項でございますけれども、工事上の条件を指示することが出来るということにしております。

3項につきましては、法律の改正でこれ等指示に従わないという場合でも、給水契約の申込みを拒否

したりすることが、または給水の停止をするものと解釈してはならないということで、あくまでも所謂給水契約を犯すような指示、または構造、材質等を指定したものではございません。

次の事項ではずっといきまして21条ご覧頂きたいと思いますが、料金につきましては従前本条例の中で規定をしてございましたが、今回料金につきましては別表で想定をしてございます。色々水道条例上は種別及び用途につきまして規制してございますが、今回の中島地区におきましては家事用、団体用、臨時その他用ということで規定をさせて頂いております。1ヶ月の基本料金、超過料金並びに休止料金、更に次の頁でございすが専用メーターの使用料、こういったものについては現行の条例そのままでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に1枚めくって頂しまして第30条でございすが、給水装置の基準違反に対する措置ということでございます。所謂先程申し上げました規制緩和に関する長たらしいあの法律案の中で、所謂給水装置に基準違反があった場合の措置でございす。ご承知のように規制緩和ということで、従前は日水協の認定資材でなければ使用してはならないというふうな規定になってございましたが、時代にそぐわないというような事で給水装置その物は、例えば外国の輸入品でも基準に該当すれば使用しても良いということでございすけども、7項目にわたります基準の装置の基準の法律上指定がございまして、それに違反しているような場合は給水の申込み、または給水を停止するという事が出来ることになってございす。その場でも材質、その他が基準に適合するようになった場合にはこの限りでないということの規定をここに設けたところでございす。

更に次の33条、頁の、33条の過料でございすが、従前過料につきましては10千円ということで規定をさせて頂いてございすが、平成6年の地方自治法改正で10千円から50千円ということで増額がなされておりますので、今回この条例においては50千円以下ということで規定をさせて頂いております。

その他の給水の工事の施行形態、それから給水の原則、そういったもの管理の運営上の問題、そういったもの1章から第6章まで規定してございすが、従前の沼田町水道事業条例と全く変わりがございせんので、説明は省略をさせて頂きたいと思います。

以上、簡単でございすけども説明を終わります。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮

り致します。議案第53号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉尾政春議長) 日程第9、議案第54号、沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(市橋忠晴課長) はい。議案第54号、沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例について。沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成9年9月18日提出、沼田町長名でございます。

沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例。沼田町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項の別表を次のとおり改める。

次頁の別表をお開き願いたいと思います。この表によりまして、改正前につきまして第1投票区と第2投票区にそれぞれ緑ヶ丘の一部とわかれておりましたが、今回の改正によりまして緑ヶ丘を第2投票区に統一を致しました。それに伴うポスター掲示場の数の変更でございます。従いまして、第1投票区は従前は9箇所でしたけれどもこれが8箇所に、第2投票区につきましては9箇所が10箇所ということで、全体の数には変更はございませんので従前どおり55箇所でございます。尚、投票区の変更につきましては9月2日開催の選挙管理委員会で議決され、同一付けで投票区変更の告示を行っております。

附則と致しまして、この条例は公布の日から施行する。というものでございます。

宜しくご審議のほどお願い申し上げます。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第54号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第10、議案第55号、平成9年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 議案第55号、平成9年度沼田町一般会計補正予算について。平成9年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年9月18日提出、沼田町長。

別冊に平成9年度の第3号の補正予算書がございますので、それに基づいてご説明申し上げます。

2頁目で平成9年度沼田町一般会計補正予算（第3号）。平成9年度沼田町一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,003千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,487,209千円と定める。

第2項は省略させていただきます。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

尚、債務負担行為の補正、更に地方債の補正につきましては、4頁にそれぞれ記載されておりますので、お目通し願います。

平成9年9月18日提出、沼田町長。

まず歳出の方よりご説明申し上げます。13頁をお開き下さい。歳出のまず2款の総務費でございます。総務費の補正でございますが、総務管理費と振興費でもって、徴税費でもって補正がございます。まず総務管理費 959千円の主なものは財産管理費でございまして、これは職員住宅1棟、1棟の2戸の職員住宅を解体することに要する予算の計上と、更に旧開発公社の倉庫ほかの解体工事の執行の残を減額したものと、更に職員住宅の敷地内の排水横断管渠の老朽化による横断管布設の予算をこの目で計上致しました。

次の12の自治振興費でございます。これも先程安全な町づくりの条例に議決を頂きましたが、この中で 119千円の委員の報酬と旅費を、費用弁償を計上致しております。

次の2款の徴税費でございます。1,849千円の補正でございますが、これは固定資産の処理異動の委

託料、更に過年度過誤納の還付金と致しまして法人町民税の還付金をここに計上致してございます。

次の3款の民生費でございます。老人福祉費の補正額が 321千円がでございます。これは金婚祝の対象調査により26組となり、当初15組がありましたのを11組の追加計上ということで、報償費と需用費にそれぞれ予算を計上致しております。

次の14頁でございます。身体障害者の福祉費でございまして、2,076千円でございますが、これは重度の身体不自由者に対する家庭復帰に必要な日常生活能力回復のリハビリを行うということで2,008千円で、これは根拠的には国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1ということで財源負担となつてございます。あとそれぞれ身体障害者の保護費、老人福祉費の保護費、児童保護費につきましては、ここに書いてございますが、それぞれ平成8年度に関わる過去保護措置費の精算による還付金がそれぞれここに68千円、164千円、ずっと下がりまして児童福祉費の方で11千円ということで書いてございます。

次の下の衛生費でございます。この中では衛生費の469千円が補正でございまして、主なものと致しましては環境衛生費の410千円でございまして、これは火葬炉の耐火扉の内側に剥離ひび割れが生じたため、扉の取替修繕費用をここに計上したものでございます。

次の15頁でございます。8款の土木費10,007千円でございまして、主なものとして土木管理費と道路橋梁費等々がございまして、まず土木管理費でございまして、これは町長の一般行政報告にも述べたところでございまして、道路、橋梁、トンネル等の防災点検ということで指導もされておりました、本町においても橋梁を中心として点検の必要箇所があるということで2,341千円の委託料を計上しました。尚、位置図につきましては概要の説明書にそれぞれ箇所、橋梁8箇所、道路2箇所、位置図を添付してございますのでお目通し下さい。次の道路橋梁費の中でございまして、主なのが道路新設改良費の4,787千円でございまして。これは南通り線の歩道造成工事の排水基盤葺の変更による補助事業の追加補正ということで、ここに工事請負費が計上されておりますことと、更に購入財産、補償、補填等のものがここに記載されております。

次に河川費でございます。河川費のものは河川総務費のポンプ改修に伴う排水路の移設工事ということで525千円を計上致しております。

次の都市計画費でございます。公園費でございまして、まず1点目はひばりヶ丘公園にパークゴルフ場を設置したいということで必要な消耗用品を計上したのと、道々の達布沼田停車場線の道路拡幅に伴い幌新農村公園の街灯等の支障物件の移設工事が土現の補償工事で行われるということで、工事費の支出と更に維持ということで歳入にもございまして、同額歳入歳出、ここに計上致してございます。

次の16頁でございます。10款の教育費でございまして。今回教育費の補正額12,211千円でございまして、主なものは3項の中学校費でございまして。12,140千円でございまして、12,000千円につきましては沼田

中学校グラウンド改修に付帯して進入路、生徒通路、校舎前広場の改修を併せて行うということで、これは財源的には臨時地域の基盤整備事業債を全額ここで賄うということでございます。尚、財源的には後から交付税で30%が交付になるということで、縁故資金を授与致したいということでございます。次の教育振興費の140千円につきましても、全道中体連の大会の参加交付金ということでございます。

次の12款の諸支出金でございます。今回5,662千円で補正でございますが、2口ございまして1つは社会福祉基金への支出ということで、これは指定寄附があったということで3,832千円でございます。次の生涯学習センターの建設金利も同じく指定寄附が4件ほどあったということで、そこにまた支出をするということで基金に積み立てるということでございます。

14款の災害復旧費でございます。7,254千円の補正は、真布地区の鳩の沢の排水路の災害復旧が補助債に採択されたということで、そのような予算を計上致しました。総事業費が7,254千円、補助率が90%、補助金がここに書いてございますとおり6,528千円ということで、それぞれ旅費、需要費、それから使用料、賃借料、更に工事請負費ということで、工事費の内容につきましてはV600トラフ2mものでございますが、154mを設置するというので、別添位置図が概要調書の後ろの方に書いてございますのでお目通し願いたいと思います。

次に歳入についてご説明致しますので、元に戻りますけれども9頁をお開き願いたいと思います。まず地方交付税でございます。今回10,034千円の交付税の増ということでございます。

次、国庫支出金でございます。これにつきましても先程からでございますが、身体障害者の保護給付金ということで1,173千円と、それから児童福祉保護措置費の128千円、それから土木費の關係の補助金でございます。これも支出のところにございましたが、南通り線の安全整備補助金が2,200千円ということでございます。これは事業費の4,000千円に対する10分の5.5ということの補助率でございます。

道の支出金でございます。これも先程説明した身体障害者の国庫補助金の4分の1の分でございます。それから次の10頁でございます。道補助金の災害復旧補助金でございます。これも先程説明したとおり鳩の沢地区の災害復旧の事業の補助金でございます。

14款の財産収入でございますが、これは今回北1条3丁目の消防番屋の裏でございますけれども、この土地約21坪を地先の方に売却するというので1,000千円の財産、不動産の売り払い収入をみてございます。

15の寄附金でございます。これも先程諸支出金で説明したとおり、生涯学習センターの基金と次の民生関係で社会福祉基金の寄附ということで、それぞれ入り出がちょんちょんになってございます。

次の11頁でございます。18款の諸収入、用地及び補償費の雑入でございます。これも先程、幌新農村公園の街灯、污水管、ケーブル等の補償費ということで、入り出がちょんちょんということでここに歳

入を計上致してございます。

また19款の町債でございます。これも先程沼田中学校のグラウンドの所でも説明したとおり、12,000千円の地方債、教育債を起こすということでございます。

以上、ご審議のほど宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） わが町と妹背牛町で作っているゴミ焼却施設なんですけれども、今ダイオキシンの問題が出ているんですが、あそこの施設でのダイオキシンの問題どういうふうになっているか、ひとつお知らせ頂きたい。

それから、町民会館の施設設備の事なんですけど、今年春先弦楽四重演団が来たんです。それで、高校の音楽の先生が沼田の町民会館は非常に音の反響が悪くて、せっかくその有名な演奏家が来てやってもさっぱり良く聞こえないんだそうです。それで栗山にその人合唱団指導しているものですから、栗山町の公民館に非常にいい反響板があるので、それをひとつ借りにいこうということで向こうへ話を付けて無料で貸してもらって設備したんです。したら、実際にあとからその四重演団の方達と懇談をしたんですけど、いや何回も来ているんです。「今回は本当に良かった」ということで、その時に沼田町には女性コーラスがありまして、それに参加している人とかあれてましたけど、こう沼田町の町民会館でコーラスをやっても声が全然、他の人達の声が聞こえなくて自分の声が本当にハーモニー、ハモっているのかどうかと、そういう事がわからなくて本当に困るという話なんです。それで是非出来れば改造するといったらどういうふうになるかわかりませんが、その音響板というのはあるんだそうです。私も借りに行ってきたものですから、11基借りてきたんですけど1基なんかそのやつは800千円ぐらいするんだそうです。でも、それをやることによってここで相当そういう演奏会やってますから、そういう設備をすると音楽愛好家の人達や、それから演劇やっても声がずっと後ろまで反響するというところで、そういうせっかくあいう大きな設備があるので、私もそういう音響板がある何て知りませんでしたからあれなんですけど、一回使ってみてそれ非常にいい、聴いた人も全然違ったということが、声がありましたのでひとつ設備を考えて頂けないかと思うのですが。

○議長（吉尾政春議長） 民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） まずダイオキシンのセンターの関係なんですけども、やはりそれぞれ施設持っているものですから、排出濃度の関係については検査をしているなかでは国の基準の当然オーバーをしているというような状況になっていますので、そういったものについては新しい施設に今建設も考えていますけども、現在のものについてもどういった方法でやればいいのかいろんな検討をしているような状況だそうでございます。また、詳しく決まってくればまたそれぞれ説明をさせて頂きたいと思

います。

町民会館の装置の関係につきましては、今年そういう事で栗山の方から借りた結果良かったようなんですけども、ただ年に今いう何回かあるか少ないかの状況でございますから、必要なことはわかるんですけども、もう少し検討させて頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再ー 結構やっています。音楽鑑賞協会というのがありまして、滝川や沼田、それから深川、共同して北空知のそういう組織がありまして、しょっちゅうやるようになってますから、出来るだけ早いところ設備してほしいと思いますので、宜しくお願いします。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りいたします。議案第55号は、原案のとおり決すること、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第11、議案第56号、平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 議案第56号、平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年9月18日提出、沼田町長。

別冊でございますけれども、第2号をご覧になって頂きたいと思います。1頁でございます。平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）平成9年度沼田町国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,934千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ433,562千円と定める。

第2項は省略させていただきます。

平成9年9月18日提出、沼田町長。

歳出から説明させていただきますが、7頁をお開きになって頂きたいというふうに思います。1款の総務費でございます。補正はございませんけれども、特定財源が後で説明しますけれども歳入の絡みで国、道支出金が増えたという事で減額を致しまして、一般財源の方へ財源の変更をしてございます。特別対策事業費でございますけれども、これ当初は10割の補助で予算を計上しましたけれども、北海道から医療費の高い、まだ北海道で高い所もあるようでございますけれども、東北へ財源を回したということで10分の10から10分の1の補助になったということで減額をさせてもらってございます。また、これにつきましては12月の段階で事業としては進めなきゃならないものですから、違う事業の方でまた考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから2款の保険給付費でございまして、これも補正額はございません。これも財源の異動でございまして、一般財源の方を落としまして補助金の方を増やさせてもらったというものでございます。

次の8頁でございます。基金の積立金でございまして 205千円、これ歳入と歳出それぞれ補助金が療養給付金ということで 7,736千円が入ってきておりますけれども、特別対策補助金の 4,802千円を引いたものと、それから次の償還金の 2,729千円、それぞれ差引き引いたもの、あまったものでございまして 205千円を積立てをしているのでございます。

次の償還金でございます。これは補正額 2,729千円、これ平成8年度の確定分ということで療養給付費の確定で償還金が増えた分を補正してございます。

次に歳入でございますけれども、6頁でございます。国庫支出金 2,934千円の増でございまして、療養給付費との負担金が 7,736千円増えてございます。これ過年度分の増ということでございまして、つぎ特別対策費の補助金でございますけれども 4,802千円の減でございます。歳出で説明したとおりでございますので、宜しくお願いを致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第56号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第12、議案第57号、平成9年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（清水勝之課長） はい。議案第57号、平成9年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成9年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年9月18日提出、沼田町長。

別冊をご覧頂きたいと思います。1頁はぐって頂きまして、補正予算（第2号）。平成9年度沼田町公共下水道特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,093千円を増額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ369,653千円と定める。

2項は省略を致します。

（地方債の補正）

第2条 補正については「第2表 地方債補正」による。

平成9年9月18日提出、沼田町長。

歳出の方からご説明を申し上げます。10頁をお開き頂きたいと思います。下水道の事業費と致しまして4,093千円を増額する補正でございます。一般管理費でございますが、受益者分担金の前納報償金と致しまして588千円の前納がございまして、それに伴う増額43千円でございます。下水道の建設費でございますが4,050千円を増額を致しまして、総額110,646千円にするものでございます。これにつきまして15の工事請負費の方からご説明を申し上げます。西2丁目線の雨水支線の整備工事につきましては、現在ちょうど沢田さん地先まで完了を致してございます。今年度の工事予定と致しましては、道々の沼田停車場線を越えまして佐藤さんの裏位までを計画を置いてしていたところでございますけれども、既設管との間に非常に落差が出てまいっておりまして、雨水処理の能力に多少問題が出ておりますので、この際そういった能力を高めるために開口部分を全部埋めまして、緑町に行っております道道の横断まで工事を早期実施することが必要でないかという判断の元に今回補正増をさせて頂きたいと思っております。その所謂財源につきましては、起債、地方債2,500千円と、それから13の委託費の中で町道筑紫北線の雨水管渠調査設計委託ということで組んでおりましたですけども、今年度調査のみを実施する費用1,520千円を残しまして、あとの部分については15の工事請負費の方に回ってきて予算の中で工事を進めたいというふうな考え方で、工事請負費で13,335千円の増、それから13の、戻りますが委託費で8,496千円の減をしてございます。それとその他の使用料及び22の補填・補償及び賠償金等につきま

しては工事を実施した段階で執行残となっている部分でございます。

以上、歳出については以上でございます。

歳入につきましては、所謂下水道の分担金と致しまして現年度分の増部分が 457 千円、それから前納分 588 千円ということで、先程前納の補償金の増額をお願いしているのですが、この部分は中学校の東部分の佐々木さんであるとか、久保さん、松井さん、津川さん、空知電設さんというようなところを今年度共用開始にした関係で、あの辺りが産興だと思いますけれども水洗化の工事を実施して分担金を頂いてございます。そういった中で 588 千円の増加になってございます。

それと諸収入でございますけれども、消費税の還付部分の増加、それと工事費が若干増えて参りましたので町債を 2,500 千円見込みまして、今回の財源に致したいというふうなことで補正を組んでおりますので、宜しくご審議を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第57号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第13、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（篠田久雄町長） 教育委員会委員の任命について。下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、よって議会の同意を求める。

この関係でございますけれども、現在高松慶子さんがこの9月30日で任期満了となります。そこで、高松さんには非常に教育委員として熱心に、また誠実に取り組みを頂いておりますので最適任と考え、また再選をお願い致したいとこの内容であります。そこでこの略歴につきましてはこの記載のとおりでありますし、またここに載っていない学歴につきましては昭和36年3月21日に慶応義塾大学の国文学課程を卒業しております。以上でございます。ご同意賜りますようお願い申し上げまして、説明に変

えさせていただきます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案の質疑、討論は省略することに決しました。

本案について採決致します。お諮り致します。同意第2号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

ここで休憩を致します。ちょっと議案等を配る関係がありますので約10分間、休憩を致したいと思います。

11時06分

○議長（吉尾政春議長） 再開を致します。

11時19分

○議長（吉尾政春議長） 議事日程の追加についてお諮り致します。只今、議案1件、請願2件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって日程第14、議案第58号、陶芸の里建設工事（建築主体）請負契約について、日程第15、請願第2号、平成9年産畑作物の価格決定等に関する請願について、日程第16、請願第3号、水田農業及び米政策の確立に関する請願について、以上日程に追加することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第14、議案第58号、陶芸の里建設工事（建築主体）請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） はい。議案第58号、陶芸の里建設工事（建築主体）請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を

求める。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。

記。契約の目的でございますが、陶芸の里建設工事に伴います建築主体でございます。

契約の方法でございますが、5社による指名競争入札でございます。この5社につきましては、別紙で配付をしてございますので、お目通しを願いたいと思います。

契約の金額 65,940,000円。

契約の相手方。青葉・協和共同企業体。代表が札幌市北区北14条西1丁目11番地の1、青葉建設株式会社、代表取締役、長内一雄でございます。

工事の場所。字幌新でございます。

工期。着工の日から180日間。

平成9年9月19日提出、沼田町長名でございます。

宜しくご審議のほどお願い致します。以上です。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） 私は初議会の時にも相当議論しましたので、陶芸の里そのものは反対ではありませんが、場所が字幌新ということでやはり商工振興や色々な事を考えまして、場所はいくまでもやはり市街地に近いところでと、そういう立場で反対を致します。

○議長（吉尾政春議長） 他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第58号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉尾政春議長） 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第15、請願第2号、平成9年産畑作物の価格決定等に関する請願を議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって請願第2号は、委員会付託を省略することに決しました。

ただちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮り致します。請願第2号は採択すべきものと決定して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本請願は、採択すべきものと決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第16、請願第3号、水田農業及び米政策の確立に関する請願を議題と致します。本請願については会議規則第96条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって請願第3号は、委員会付託を省略することに決しました。

ただちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮り致します。請願第3号は採択すべきものと決定して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本請願は、採択すべきものと決しました。
休憩を致します。

11時23分

○議長（吉尾政春議長） 再開を致します。

11時25分

○議長（吉尾政春議長） 議事日程の追加について、お諮り致します。只今、意見案5件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって日程第17、意見案第8号、北海道国際航空株式会社に関する要望意見書（案）について、日程第18、意見案第9号、教育予算節減をやめ、第6次・高校第5次教職員定数改善計画の早期達成と義務教育費国庫負担・教科書無償措置堅持・私学助成の充実を求める意見書（案）について、日程第19、意見案第10号、平成9年産畑作物の価格決定等に関する要望意見書（案）について、日程第20、意見案第11号、水田農業及び米政策の確立に関する要望意見書（案）について、日程第21、意見案第12号、中央省庁の再編などに係る北海道開発体制に関する意見書（案）について、以上日程に追加することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 意見案の一括議題について、お諮り致します。この際意見案第8号から12号までを一括して議題に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって意見案第8号から第12号までは、一括して議題にすることに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第17、意見案第8号、北海道国際航空株式会社に関する要望意見書（案）について、日程第18、意見案第9号、教育予算節減をやめ、第6次・高校第5次教職員定数改善計画の早期達成と義務教育費国庫負担・教科書無償措置堅持・私学助成の充実を求める意見書（案）について、日程第19、意見案第10号、平成9年産畑作物の価格決定等に関する要望意見書（案）について、日程第20、意見案第11号、水田農業及び米政策の確立に関する要望意見書（案）について、日程第21、意見案第12号、中央省庁の再編などに係る北海道開発体制に関する意見書（案）についてを、一括して議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。はい。

○2番（橋場議員） 意見案第15と11号についてであります。昨日も議論したように今の農業のおか

れている現状をつくり出した根本はウルグアイ・ラウンド協定を、WTO協定を認めたと、締結によっておきたものであります。従って、私は今の農業を守っていく上ではどうしてもWTO協定の中から見直しの時期に食料品を、農作物を外すということを要求しなければならないと思うんですが、これが残念ながら欠落しています。今後、こういう運動を進める上でこの団体の方達、請願された方達がこの根本問題にきちっと目を向けて取り組むよう要望しまして、賛成を致します。

○議長（吉尾政春議長） 他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） はい。お諮り致します。意見案第8号から第12号まで、原案のとおり関係機関に提出することに決定して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了致しました。

（閉 会 宣 言）

○議長（吉尾政春議長） これにて、平成9年第3回沼田町議会定例会を閉会致します。
ご苦労さまでした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

